

2026 年 6 月 トピック

歳入局による電子税務システムの普及促進に向けた税制措置の延長

内閣は、2026 年 6 月 16 日の閣議において、以下の 2 つの電子税務システムの普及促進に係る税制措置の延長を承認した。

1. 電子税務システムへの投資を促進するための税制措置：会社または法人格を有する組合は、電子税額票および電子領収書（e-Tax Invoice & e-Receipt）システムならびに電子源泉徴収票（e-Withholding Tax）システムに関連する投資支出およびサービス料について、損金算入することが認められる。また、電子データの作成または送信サービス提供者（サービスプロバイダー）の情報システム評価に係る費用で、電子取引開発庁（ETDA）に支払われた費用については、実際の費用の 2 倍の額を損金算入することができる。本措置は、仏暦 2569 年（2026）1 月 1 日から仏暦 2570 年（2027 年）12 月 31 日まで適用される。
2. e-Withholding Tax システムの利用促進を目的とする税制措置：e-Withholding Tax システムを通じて支払われる課税所得については、従来の 5%、3%および 2%の源泉徴収税率を、一律 1%に引き下げる。本措置は、仏暦 2569 年（2026）1 月 1 日から仏暦 2570 年（2027）12 月 31 日まで適用される。

これらの税制措置は、文書作成および保管に伴うコストならびに事務負担の軽減を目的としている。さらに、より多くの事業者がサービスプロバイダーとなることを促進し、それにより歳入局の電子税務システムのさらなる普及を図るものである。

タイ国が大規模多国籍企業グループに関する税務情報交換のための国際協定へ加入

2026 年 6 月 16 日、内閣は、GloBE 情報の交換に係る多国間の税務当局協定（GloBE MCAA：Multilateral Competent Authority Agreement on the Exchange of GloBE Information）にタイが加入することを承認した。当該協定の目的は、参加国が大規模な多国籍企業グループに関する税務情報を効率的に交換できるようにすることである。タイは、2027 年 12 月までに租税条約の相手国との間において、GloBE 情報申告書（GIR）に基づく情報の交換を開始する予定である。

【翻訳：日本公認会計士 蘆田】